記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①東京経済大学生活協同組合　②東京都知事(5)78714　③代表理事　佐々木誠　④東京都国分寺市南町１－７－34東京経済大学内　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都国分寺市南町１丁目７番34号東京経済大学内　東京経済大学生活協同組合　代表理事　佐々木誠

①山種不動産株式会社　②東京都知事(14)22080　③代表取締役社長　平田実　④東京都中央区日本橋箱崎町８番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都江東区越中島一丁目２番21号　株式会社ヤマタネ　代表取締役社長　河原田岩夫

太田市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　太田市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
　群馬県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等
　太田市営住宅条例（平成十七年三月二十八日太田市条例第二百二十五号）第三条別表第一に掲げる市営住宅

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
　令和七年四月一日から
　令和十年三月三十一日まで

令和七年三月二十一日
　群馬県前橋市紅雲町一丁目七番一二号
　群馬県住宅供給公社
　理事長　眞庭　宣幸

富岡市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　富岡市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
　群馬県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等
　富岡市市営住宅設置条例（平成十八年富岡市条例第百六十四号）別表に掲げる市営住宅

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
　令和七年四月一日から
　令和十年三月三十一日まで

令和七年三月二十一日
　群馬県前橋市紅雲町一丁目七番一二号
　群馬県住宅供給公社
　理事長　眞庭　宣幸

山梨県営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　山梨県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者
　山梨県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う県営住宅等
　山梨県営住宅設置及び管理条例（平成九年山梨県規則第十五号）別表第一に掲げる県営住宅等であって山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則第二十三条の二で定めるもの以外の県営住宅等

三　一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容
　ア　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて県営住宅等の管理を行うこと。
　イ　県営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他アに付随する業務を行うこと。

四　一で定める者が行う県営住宅等の管理を行う期間
　令和七年四月一日から
　令和十一年三月三十一日まで

令和七年三月二十一日
　山梨県甲府市丸の内一丁目六番１号
　山梨県住宅供給公社
　理事長　秋山　久

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年３月21日